

令和5年6月12日（月曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和5年第2回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	櫻井和也君
危機管理監	田瀬高広君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課参事兼建設班長	梁川秀幸君
総務課参事兼 総務管理班長	相澤光治君

教 育 長	内 海 俊 行 君
教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君
教 育 課 長	蜂 谷 文 也 君
選挙管理委員会事務局長	千 葉 知 道 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事務局 長 千 葉 浩 司 次 長 熊 谷 直 美
主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 6 月 1 2 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議員提案第 2 号 松島町議会委員会条例の一部改正について
 - 〳 第 3 議員提案第 3 号 消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書
 - 〳 第 4 議案第 3 1 号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
 - 〳 第 5 議案第 3 2 号 松島町町税条例の一部改正について
 - 〳 第 6 議案第 3 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について
 - 〳 第 7 議案第 3 4 号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 〳 第 8 議案第 3 5 号 和解及び損害賠償の額の決定について
 - 〳 第 9 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について
【(都)根廻・初原線道路整備工事】
 - 〳 第 1 0 議案第 3 7 号 令和 5 年度松島町一般会計補正予算 (第 2 号)
 - 〳 第 1 1 議案第 3 8 号 令和 5 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 〳 第 1 2 議案第 3 9 号 令和 5 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
 - 〳 第 1 3 議案第 4 0 号 令和 5 年度松島町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
 - 〳 第 1 4 委員会の閉会中の継続審査・調査について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回松島町議会定例会を再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番櫻井貞子議員、5番杉原 崇議員を指名します。

日程第2 議員提案第2号 松島町議会委員会条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第2号松島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議員提案第2号松島町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議員提案第3号 消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議員提案第3号消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議員提案第3号消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第31号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第31号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

私のほうから条例に関する説明資料の附則の部分でちょっと確認というかお尋ねさせていただきたいと思っています。

まず、コンビニ交付に関してなんでありますけれども、印鑑証明を取るのにコンビニで代理人を立てて代理して取ってもらいたいと。それで、その場合に夫婦間であったり親子間であったりというのはおおよそ大体理解するところでありますけれども、それであっても世の中いろんな事件、事故等あるわけでありまして、これが第三者が財産に絡む契約行為とか、あるいは登記行為とか、そういったことでも扱いの場合に、そういった委任を当該者から委任を受けた者がコンビニで印鑑証明を交付いただくというのは容易なことだというふうに理解されるわけですが、そういったことの事件、事故等の防止策というのはこういった形で行われているのか、行うことになるのか、そういったところをちょっと確認しておきたいと思っていますけれどもよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） コンビニ交付を受ける際にはご自分のマイナンバーカードを使用するということで、委任状を持って交付する等の窓口の業務は変わっております。ですので、実際自己管理で自己責任に基づくものとなりますので、行政のほうでそこまで携わって防止、防犯を努める取組はちょっとしておりません。あくまでモラルの範疇の中で対応していただいております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そういうことだろうとお答えも大体想定はしていたんですけれども、要は、高齢者になっていくとだんだん自分の本人の意思とは別に身体共々でありますけれども、どうしてもコンビニとか手短かに素早く交付を受けられるとして、自分のマイナンバーカード等を他人様に預けて交付を願う。自分の意思で願うだけならいいんですけれども、その意思に反して取られてしまうというふうなケースはあくまで自己責任というふうな今行政のほうの範疇というか、判断であるように聞こえています。

マイナンバーはいろんな形で今世の中トラブル等で大変な状態で信頼関係もそこそこになっている状況の中で、何かこうひとつ歯止め策的なこととかその対応の在り方で本人確認までもコンビニにお願いする形はなかなか難しいんだろーと思っておりますけれども、松島町として独自の何かこう、そういったところに対してのセキュリティー対策というかそういったものを考えられないものかなというふうに考えていましたので、その辺もしお考えとしてお持ちでしたらご披露いただきたいと思っておりますし、もしなければなりにはこのままスタートして進んでいきますよという判断なのか、その辺の考え方も含めて教えていただけませんか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 運転免許証等と同じでマイナンバーカードはやっぱり自分で保有して自分が利用する際にコンビニ等で使用していくということがやっぱり原則でありますので、そういった取扱いを啓発という意味では大変失礼ですけれどもご高齢の方に対しては広報等が一番よろしいのかなと。また、そういった防止策についてはSNSが使えるのかなということもありますので、そういった取組ができるかどうか、掲載するのはそんなに難しいことではないので、そういった啓発は一環として取り組んでみたいと思っております。

なお、万が一自身の意思に反して使われてしまった場合は、もちろん警察等に届出願いますというようなことも含めてお知らせしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。今の質問にもちょっと関連するのかなと思うんですが、スマートフォンで電子証明ができるようにするとこういうことなんですけれども、スマートフォンで何十年も使う人はほとんどいないと思うんですよね。やっぱり5年とか10年とかそういう単位で買い換えると。そうすると、スマートフォンに記録された暗証番号というのか電子証明書ですからそういう中身ね。買い換えるときにどうするのかという問題が出てくるんだと思うんですよ。よく犯罪や何かがあったときに、パソコンの中のディスクを削除しただけでは記録は消えませんよと。だからデータを復元していろいろそこからデータを集めて警察なんかは捜査もしますよというこういうニュースがよくあるんですけれども、スマートフォンでも多分同じことなんではないかなという気がするんですね。ただ単に多分データを初期化したとかデータを削除したとかというだけでは多分これ消えないで、買い換えたときに誰かに利用される可能性があるんじゃないかとこんな気がして私いるんですけれども、そういうことについてはどうなのでしょう。その辺の見解をちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） マイナンバーカードを取り込んでスマホ用電子証明書については、デジタル庁のほうから今野議員ご質問あった内容と同じような取扱いを周知をお願いしますということで届いております。失効手続や一時利用停止のお願いということでマイナポータルサイトからその手続ができるものの、今のところデジタル庁ではそういった心配はありませんと、そういった失効手続をすれば次の新しいスマホのほうに引き継がれた情報が最優先されますのでということになっておりますが、なかなか今いろいろ不具合が生じているので全幅の信頼があるかというとなかなか難しいかもしれませんけれども、そういった情報を優先的に自分たちも広めていくように手続を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 仕組みよく分からないんですけれども、そのマイナポータルにアクセスして削除するということなんです。それをやらないで買い換える人も中にはしてしまうんじゃないかと思うので、そういうことはもうやっちゃ駄目なんだよということも含めて。そうすると、かなり徹底しないと今度新しくしたんだよなんて喜んでる人も出てくるかもし

れない。喜んでいた反面、一緒にデータまでよその方に手渡しているということが起きるんじゃないかという気がするので、ぜひそういう対策も含めて考えてもらわないと駄目なんではないかなと思うんですが、その辺について答えあればお願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 買い換える際に行政とまた携帯電話会社のほうでもそういった確認を行っていく体制になっていくようですので、併せて行政でもそういった周知は必要だと考えていますので、啓発には努めたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 携帯の買い換えるときにその携帯会社も対応するという事なんですが、ただ、携帯会社は多分そういう手続ちゃんとしましたかという確認だけで携帯会社が多分削除してくれるわけではないでしょう。だって携帯会社が削除するとなると、多分暗証番号とかなんとかというのを全部教えがなくてできないわけですから。そうすと、多分そういうことを手続をちゃんとしたかどうかという確認ぐらいで多分終わるんじゃないかと思うので、何回も同じことの繰り返しになりますけれども、やっぱり本当に携帯を使ってやる人にはそのところを十分に徹底していかないと事故が起きるといことになると思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに今思います。終わります。

○議長（色川晴夫君） 答弁は要りませんね。ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第31号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで傍聴のお申出がございせんか。[REDACTED]です。

日程第5 議案第32号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第32号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

議案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑ないですね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第32号松島町町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被
保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部
改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第33号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 後藤です。減免に関する条例の一部改正ということですが、今の時点でもし分かればおおよその該当者の中身を教えてください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今回のコロナ減免に係る部分につきましては、年度を遡って国民健康保険を取得した場合、過年度で国民健康保険税が賦課されてしまいますので、その分を減免しますよというようなところは残すといった条例の内容になっていまして、想定される件数というのはこれまでの実績しかないんですけれども、令和4年度であれば59件ですね。

やっぱり3月末で退職して4月に手続を行って遡ってという例がございました。令和3年度であれば57件と同じようなケースでした。令和4年が59件、令和3年が57件です。

こういった形で必ず年度末で退職された場合、生じる可能性があると思われまますので、同数ぐらいが見込まれるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 分かりました。実際の納期の件なんですけど、4月から12月までということになっていますが、どうして12月までここで止めているのかお願いをいたします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 国保は毎月納期があつて3月末なんですけど、12月期までとさせていただきますのは、実は減免分に関する財政支援が12月までと。12月分まで普通調整交付金で減免者分全額国費で賄われるというそこを期限として町としても同様に12月というふうに決めさせて、今回提案させていただいております。他自治体の事例もちょっと参考にしながら12月期としたところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第33号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第34号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正に

ついてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第34号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第35号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 後藤です。この場所に私も確認に行きましたけれども、強風により折れた樹木ということで不可抗力ではありますが、あそこは指定管理者マリソルさんだと思いますけれども、こういう樹木の管理も含めて管理状態というのはどのようになさっていたのかお知らせをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 指定管理ということでマリソル松島さんのほうにお願いしておりますが、日々業務の中では毎日巡回等をしておりまして、さらに剪定のほうも年1回実施しているというような状況ではありましたが、当日、鹿島台のアメダス観測所によりますと、最大瞬間風速で21メートル、いわゆる暴風警報クラスの風が突発的に吹いていたというところの中での枝が落下したというような状況もありまして、なかなか指定管理のほうでもそこまでの強風の中で枝が落下するというのが予測できなかったのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 写真でもそうですが、なかなか細い樹木というんですか。だから大変だなあという。今後も継続というか同じような案件があればそういう可能性があるので、ぜひその辺も今後管理される場合には頭に入れて管理していただければと思います。これは保険は施設賠償責任か何かの該当ですかね。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） これは町村会の総合賠償補償制度になりますが、賠償責任のほうの保険を適用するという形になります。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） それで提案理由の最後の部分で和解内容及び損害賠償額とありますが、これは金額2万何がしはこれは損害賠償のみですか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 今回修理する部品交換になるんですけども、部品交換部分のみの金額となっております。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） そうするとこの全体にある和解内容というのはどういう内容で決めたんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 損害賠償金額自体がいわゆる部品の交換部分のみの対象金額となっております。それによる慰謝料とかそういったものが請求されないというような状況の内容となっております。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。私のほうからは、確認というか今後のためにこういったケースはということで1つ自分自身の理解を深める意味でもお知らせいただきたいと思っています。

まずは、事故発生から現場検証をしつつ町での判断というか対応方針というか、それに決するまでの時間的なこと、いつ報告を受け町内での対応をいつ頃決定されてこれを議会に議案として上げるべきか、専決処分で賠償金等を鑑みれば専決処分等で速やかに対応したほうがいいのか、いろいろ判断出ると思いますけれども、その上での保険手当の対応に至っている

のかどうかというところの流れ、1つの流れとしてお知らせいただきたいことが第1点。

2つ目が、本日の議決日をもって今後その議決日をもって相手に損害賠償とか支払われるまでの期間というのはどれくらい見込まれているのかとか、来るのかというか、そういったところをちょっと確認の意味でお知らせいただきたい。教えてください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） まず事故発生直後、すぐに指定管理のほうから連絡がありまして、当日のうちにその内容事項の状況等を確認しまして、その日のうちにまた同じようなところがないか施設の巡回をさせていただいていたところ。その折、修理の関係について相手方のほうとお話しを進めさせていただきまして、ちょうど5月の初旬ですかね、その辺の金額が固まってきまして議会のほうに上程させていただくということでの話の流れになっております。

また、金額の支払いにつきましては議決後に速やかに町村会のほうとやり取りさせていただきまして、支払いさせていただこうというふうを考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、内々本日の議決日をもって市町村の共済のほうに事故報告等も含めて一式用意されて出す形になっていると。事前の打合せも含めて既に整っているというふうな状況ですよということですかね。そういう理解でということですね。分かりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。5番杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原です。今回、この事故なんです、事故後に同様の樹木の枝が折れそうとか、そういう調査というのはどういうふうなことになるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 町というか教育委員会のほうでもこのほかにも施設のほうを所管しておりますので、学校も併せましてその辺の巡回等をさせていただいております。また、ちょっと判断がつかないような樹木については専門家のほうにご相談させていただきながら、喫緊にすぐに処理しなければならないというところはないんですけども、ちょっと弱まっているかなというところもありましたので、その辺につきましては今後対応について検討させていただきたいというふう考えております。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番(杉原 崇君) 管理は指定管理者ということだったんですが、ここの現場を見たときにやはりここ1本だけ出ているのに関しては、そこの剪定とかというのは町じゃなくて指定管理が行うということなのか、調査をした後にこれは危険だというときは町が行うのか、それはどちらなのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長(色川晴夫君) 蜂谷教育課長。

○教育課長(蜂谷文也君) 今回、対象としていた樹木については結構高木というところもあって、これまでも町が直接管理していたときもなかなかそこまでの剪定には至っていなかった部分もありましたもので、例えば今回の4月にキャンプ場とかで倒木等の事故があったんですが、そういうときにやはり今回も枯れていて葉っぱが落ちていてなかなか判断が難しいところではあるんですが、そういうようなところも指定管理者とかとも相談しながら、場合によっては専門家のほうにも確認して高木についてはなかなか経費もかかってくるので、その辺は別途町のほうで対応も検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長(色川晴夫君) 杉原 崇議員。

○5番(杉原 崇君) なかなかその判断というのは難しい、専門家のやっぱりご意見を聞いてやったほうがいいと思うんですが、なかなか指定管理のほうも難しいと思うので、そこはしっかりと連絡を取り合いながらちょっと判断していただきたいと思いますのでよろしく願いします。

以上です。

○議長(色川晴夫君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(色川晴夫君) 起立全員です。よって、議案第35号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第36号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 菅野でございます。こちら入札結果表を見ると受注者の中で辞退、無効などを除くと16者が金額を算出して入札しているわけですが、この16者のうち10者が最低制限価格を下回って失格となっておりますが、これは通常今までもこのような結果が普通なのか、また予定価格は事後公表となっているんですが、最低制限価格のほうは事前に公表した上であえて下回るような形で入札しているのかどうかというところもちょっとどうなんだろうと思ひまして、教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず初めに業者さんの工事費の見積りにつきましては、見積書の電算化や設計単価の公表などもありまして、役場で算出する工事設計書とほとんど変わらない見積りは可能となっております。それによりまして最低制限価格も公表してある設定の率で算出できますので、最低制限価格もおおむね分かった上で入札に臨んでいるものと考えております。

それで今回の工事につきましては、道路の切土工事が主な工種でありまして、側溝工とか擁壁工とかコンクリート構造物の築造もなく、土工数量も非常に大きい工事でありますので、それからあとさらにこれは新設道路でありますから交通の影響を受けないで工事ができるということもありまして、現場条件的にもすごくいい条件だということで利益率が上がる工事ではないかということで業者さんは算出しているものと考えております。

また、震災復旧復興工事も大体落ち着いてきまして業者さんとしてはぜひ取りたいということで見積額を下げているのではないかなと思っております。最低制限価格につきましては事後公表となっておりますので、最初に公表しているわけではありませんが、設計書の算出の精度を上げて、あとそれから調停の率を掛けておりますので、おおむね先ほども申しましたけれども分かった上で入札に臨んでいるものと思われま。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） この16者のうち半分弱が7,000万円台ぐらいの金額で入札しているので、

単純に考えると最低制限価格が7,000万円台だったのであればこの契約500万円ぐらい浮くのかなというところもあったりしまして、今財政厳しい中で500万円というのはかなり大きいなというところも思ったんですが、そこに今後こういったあえてずれたとかずらしたというわけじゃないのはもちろん承知はしているんですが、この辺を何かうまく精査できるような方法とか何か案があれば教えていただきたいなと思ったんですが。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 最低制限価格につきましては、まずダンピングの防止を行いまして、工事の品質確保、それから低価格入札による下請さんの労働賃金の未払いとか下げるとかそういうものを防止する観点、あとこちらは安全対策を徹底するというところで、そういった観点から今下げるということはあまりダンピングをして入札するということはあまり好ましくないなということで考えております。

あとそういったリスクが伴いますので、好ましくないということもありまして、国土交通省では近年最低制限価格を上げる方向で調整してきているということもありますので、国、県、近隣自治体の動向を確認しながら検討はしなきゃならないとは思っておりますけれども、逆に検討しますと下げるのではなくて上げる方向にするようになるのかなと今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 品質確保という部分で自分も単純に下げればいいというわけではないんですが、16者分の約半分が7,000万円台で算出しているということはそのほうが適正なのかなとは思ったのでご質問させていただきました。

松島は2006年ぐらいの入札でいろいろと問題を起こしていますので、その辺は胸を張ってできるような町にしたいなと思ってしますのでどうぞよろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 私のほうからは1点であります。19者の業者さんが応札いただいて結果として最低制限価格設定によって10者ほどそれを下回って失格というふうな扱いになっていますね。お聞きしたいのは、松島町のいわゆる入札等監視委員会というんですかね。こういった応札に至る発注件数、例えば4月から6月いっぱいまでを3か月間、まず第四半期に分けていったとしてかけていくスタイルで取っているのか、それともそうではなくて半年だとか1年に1回、2回、その時期前でこれはちょっとかけたほうがいいんだという町側の判断で

されるものか、その辺の捉えというのはどのようになっておるものなんですかね。よろしく
お願いします。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 入札監視委員会の件ですので私のほうから答弁させていただきたい
と思います。松島町の入札監視委員会運営規則というのがございまして、その第2条とい
うことで、委員会としては原則1月、7月に開くということで年2回の開催と。1月にあつ
ては開催月の属する年度の上半期、いわゆる4月から9月、7月にあつては開催月の属する
年度の前年度の下半期ということで前年度の10月から3月ということで、基本的には年2回
の開催ということがございまして、ざっとまた何かあれば入札監視委員会の委員さんとお話
しして決定するというところでございまして、原則年2回の開催でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、財務課長から答弁いただいて、大体私もその部分は見えています。
要するに、震災復興事業関係でずっと発注件数が多い時代からようよう震災以前のような発
注スタイルと件数になってきている状況から、このような形で今回のケースは特に入札結果
表を見るとかなりの応札業者さんがおられて、そして、最終的な決定を見るという形、入札
結果を見るという形にはなっているんですけども、そういった案件が、何ていうんですか
ね、短期間に仮に件数が多く、このようなケースですね、要するに応札する業者さんが過分
に、設計金額のボリューム等にもよるでしょうけれども10件、15件というふうな中で、半分
以上が失格になったり、あるいは入札参加はしてみたものの辞退するとかそういったケース
が過分に出る場合には、意として町側から入札監視等委員会のほうに相談を持ちかけるとい
うようなケースがあえて出てくるものなのか。先ほど例外的にこういったことも想定には置
いていますよとは言いますものの、年間2回程度とはいうものの、その辺はどうなんです
かね。あり得るんですかね。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず基本的に最初のご質問でございますけれども、やっぱり先ほど
建設課長が答弁したように、やっぱり大震災が終了後に大分業者さんも仕事が少なくなって
きたということも踏まえて、1例ではございますが、コンサル担当関係についても20者、30
者近くに応募と。最低制限価格についても予定価格のコンサル関係では50%にはなっていま
すけれども、大分それもまだ最低制限価格を下回った入札が増えてきているというような状

況でございます。

建設工事においても同じように、震災関係の終了、また、工事数が落ち着いてきたということとを踏まえると先ほど建設課長と同じ話になりますけれども土を動かす今回のような工事というようなことについては業者さんも取りたいというか、そちらに応募して頑張りたいという意思表示の表れかなということで私は考えております。

あとはちょっと先ほどの入札監視委員会の関係でございますが、入札監視委員会の事業の選定、事業というか案件を見る、見ないという判定については順番で委員さんに相談して、そのとき担当者が行ってこういう状況、あと入札者数とかということで一覧表を出して委員長ほか委員さんと相談しますので、そのときに委員さんのほうでもやっぱり数十者募集したのに10者失格とかということで、委員さんもちょっとこれ疑問かな、ちょっと調査したいなということになれば委員さんのほうでそれが選定されるというような流れになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 入札監視、分かりました。役場、庁内として、設計仕様、工事仕様という仕様内容等によって私ども議員の立場からは多く語る必要はないと思っておりますけれども、あえて先ほど建設課長も答弁されましたけれども、工事の種別とかあるいは工事の内容、ボリュームによって著しく防災関係とか安全対策に配慮すべきところが、あるいは請負業者さんのほうにしわ寄せが行くような札になっているとか、あるいは応札された札を再チェック入れたら、これで仕事本当にできるのかというふうなところがあったりしては大変なことが起きるのではないのかという思いでこれは余計な心配かもしれませんがね。そういった目で、町側は取組をしてほしいなという思いでありますので、そういったことも踏まえてお尋ねさせていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。阿部幸夫議員。

○9番（阿部幸夫君） まず、今回の入札で町内業者はいるのでしょうか。まずもってお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 町内業者は1者参加しております。

○議長（色川晴夫君） 阿部幸夫議員。

○9番（阿部幸夫君） 今、赤間課長も前に先ほど言ったように、確かに震災から10年過ぎて大

変な時期になっていると思います。そんな中で、今日からですか、昨日から東北も梅雨に入ったという形で、これから松島町におかれてもやはり災害が多くなってくるのかなと思います。そんな中で、やはり地元で業者というのはすごく大事な、町にとっても我々町民にとっても大事な業者だと思っておりますので、私はやはりこういう一般的な競争をすれば他のゼネコンさんと言われる業者さんにやはりどうしても負けてしまうのかなと。やはりその中では、地元業者を守るために、また育成するために、地域貢献度、そういうものを入れながら地元業者優先にして落札できるような組織、仕組みをつくってほしいなと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） この地元業者育成については今までいろんな形で議員の皆さんからお話をいただきました。今最低制限価格、その前調査基準価格とかいろんな経過を踏まえて今の最低制限価格になっています。

そして今議員のほうからご質問ありました町内業者はということで、入札結果一覧表の中に町内業者が1者いると。これで1つの考え方、整理の仕方、今回は土木がほとんどない、土いじり、簡単に言うと重機が主な作業になってくる。このときに我々が1つの指名というか公募をする条件の中に工種、土工とかいろいろあります。それから額によって指名するエリア、例えば松島町内、宮城郡、あとは県内とかというふうに分けています。そして今回は大体ご存じのとおりもうそんなに1億ぐらいの額というふうになった場合には、工種的に土工、土工事です。この場合にはエリア的には県内というふうな形に1つ区分けしているというところがあります。そして、最低制限がある程度、今、国の指導も入っている。これは今言われたように地元育成、次に元請があつて下請で土工ですから重機とかそういうのにもさっき言われたちょっと話ありましたけれどもそういう育成もあるし、そういう地元業者も使っていただきたいと。そういう意味を込めて、その最低制限の取扱いというのが今までいろんな議論の中で取り組んできたところでもあります。

それで今、町内業者にこういう工事は町内だけにというのはいろんな工事の中でやっぱりちょっと難しいので、あるラインを引いておかないとやはりここは今後構造物とか何か出てきても額が1億ちょっと切つて額は同じですけども構造体が出てきたりして、するとやっぱりそこにも工種とかやっぱりありますので、1つの基準に、今持っている基準で一応取り進めたいと思いますが、今ご意見あつてこの後の流れ、また工種の事業量、そういうものを含めた場合にこの基準も入札監視委員会ではなく中の庁舎内で少し議論はしていきたいと思

ますが、今の段階では基準も議会のほうから基準を示せということいろいろ示させていただきました。その基準で今現在動いているところもありますので、東日本大震災も終わって事業量も減ってきた、あとコンサル系も随分減ってきています。もっとコンサル系は30社ぐらいありますので、そういうことを含めて内部的に今後1つの課題として取り組み、もっと工種を細かく分けるかという話にも多分今の話ではなっていくと思うんですけども、そこまでやる必要があるかどうかもありますし、そういうことをちょっと内部的に議論をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 阿部議員。

○9番（阿部幸夫君） 地元の人たちはうちのほうにも地域でも言いますが、やはり町民を雇用しているわけでございますよね。やっぱり雇用につながるやっぱり地元業者ってあると思いますので、やっぱりその辺は雇用するということは日々給料が出ていくわけでございますので、やはり仕事がなくなれば死活問題になってくるだろうなと私自身も思いますので、今回の工事については課長が言われたように、私自身もやってきましたけれどもやはり水が一番の障害だと思うんですが今回は水の障害が全然ないと思いますので、やはり利幅が大きくなっていくのかというのがありますし、やっぱり水の障害がないということはやはり皆さんが目につけるところだと思いますので、そういうものを私自身といたしましては地元の人たちを取ってほしいなという思いがありまして今日お話しさせていただきました。何とぞこれからもよろしくどうぞお願いします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤陽子です。県の入札だと、スマイルリバーとかスマイルロードとかというのでボランティアで登録して、例えば県道のごみ拾いをしていますという業者さんが優遇される制度とかあるんですけども、私たちの町にはそのような制度はございますか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） そういった制度はないとありますけれども、町につきましては、県ですと評価をするのに先ほども阿部議員のほうからありましたけれども、そういったものを点数を加味して最終的には落札できないかということもございしますが、今町のほうではあくまでも入札価格だけによる決定ということになっておりますので、そういったことはありません。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今後、町のために貢献したいと思っている会社さんがいらっしゃいますので、町にそういう貢献した貢献度の制度を取り入れていただくお気持ちはございませんか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 1つのお話の中で松島のボランティアとかいろんな貢献は、登録、これ宮城県では県登録と国登録があるんですね。登録するときのボランティア活動をしているとプラス何点と加点になるんですよ。それによって県に登録をし、その登録をもって各自治体は町で登録を受けて500点とか1,000点と来るわけです。その登録された点数で松島町はさっき言った基準とか額とかエリアとかで、基準点、点数のね、500点以上とかとこう決めています。そのときの参考になるのが今の加点になるのがボランティアの1つになります。これは松島町は、松島独自で点数をやっているんじゃなく県の登録された点数をもって松島町でそれを運用している形になりますので、逆に言えばボランティアでやっているいろんな加点やって県に登録されている方はそれで登録されています。その証明は松島町でしたら、松島町の道路、例えばごみ拾いしてくれましたというふうになったときには、そのAという業者は松島町に来てこういうボランティアしましたということで松島町でそれを証明してあげて、プラス加点が県の評価のほうに入っていくと。最終的にそれがバックして町で使えますから、そういうことで直接の点数は町でしておりませんが、全体的に見ればそういうのは町も含めて協力をしていると。加点のほうに参加させていただいているということでもあります。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「ありがとうございます」の声あり）ほかに質疑ございませんか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。今お話にありましたように、私もぜひ地元事業者の育成をやっぱり考えないと、松島町全体として何となく落ち込んでいっているという感じがありますので、そういう意味でも育成をぜひ考えてほしいなということで最初に申し上げておきたいんですが、入札関係だけの質疑が多かったのでもっと私も別なことで、1つは今までもお話ししてきたことですが、路線上に炭焼きの研修館とかあるわけですね。これの取扱いをどうするのかということと、それから堤、ちょっと昨年大雨でちょっと堤体が崩壊しておりますけれども、これの取扱いをどうするのかということについてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 炭焼き小屋のところの研修館につきましては、あれは道路のほうにかかりますので今産業観光課のほうと協議しておりますけれども、移設が必要な場合ですが、そちらのほうは工事のほうで移設をちょっとやっていきたいということで考えております。

あと堤になりますけれども、国道346号のところには堤がありますけれども、こちらのほうは水利組合と話をさせていただいて、今田んぼ、水田ですね、下流のほうでやっていないので、あれはもうなくてもいいんだという話は伺っております。水処理の関係もありますが、あの堤については堤体も今もう壊れているということで全部埋めたいということで現在のところは考えております。ただ、埋めますと、堤も水の出るやつの調整にもあるものですから、また山林だった部分がアスファルト舗装になるということで水の出も少し早くなるのではないかとということもありますので、今の炭焼き小屋のほうから山のほうに、奥のほうにため池がもう1つありますので、そのため池等を水の調整機能で使えないかということで、ため池の低水管理とかですね、今、そちらのほうも使っていないようでしたので、そちらのほうを含みながら水の調整を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 大体分かったのですが、やっぱり心配されるのは高いほうから低いほうに水が流れるわけなので、現状あるため池がなくなってしまうと下流域のほうでどの程度準備しなくちゃいけないのかなと、そういうことも含めて考えておられるのかどうかということでお聞きをしたわけですが、そうすると炭焼き小屋よりも南側といいますか、そこにため池が現在あるということで、ただ高低差があるので、全体としてそこまで引っ張れるのかどうかということもあるかと思うんですが、その辺はどうやってクリアするのか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 国道346号から道路入っていきまして炭焼き小屋から右手のほうの奥にある形になります。沢地になっておりますけれどもその沢地からの水を抑えることによって道路の部分の水が少し早くなるんですけれども、合わせますとあまり変わらないような水量で抑えていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。確かにありましたね。そうするとあのため池で全体を受けることは可能だということなのかそれが1つと、あともう1つだけちょっと追加でお聞き

したいのが、今回工事されるのは国道346号から300メートルだということなんですが、全体で国道346号から区画整理の措置までの570メートルですよね。このうちの300メートルを工事するというのであと残り200メートル残るわけですけども、この辺の工事についてはどんなふうを考えているのか。今年度中に全体入札発注ということになるのかちょっとその辺についてお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 先ほどから話出ておりましたけれども、工事のほうは低価格のほうで落札になったということもありまして、工事費のほうは約1億2,000万円ほど工事費があります。今、請負差金出ておりますので、その差金分をそちらの延長工事に継続して切土、あともしくは国道346号側の交差点部分にも切土工はあるものですから、その辺も考えまして、今後別発注するのか、それともあそこって狭い区間でありますので、2者以上入ってしまうとなかなか工事がやりづらいというのがありますので、増額したらいいのかですね。総額も30%を超える増額となりますので国土交通省のほうに確認しましたら増額は別に構わないですよという話ありますけれども、業者さんとかあと町の考え方をちょっと整理させていただきまして、残金のほうの工事を今年度中には発注したいということで考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ちょっとため池の話も後でもう1回お願いしますね。

結局その今回の工事そのものの工期が来年の3月15日までの工期になっているものですから、今年度中に発注しても繰越し事業にしてしまうということなのかその辺の見通しも含めてもう1回お願いします。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まずため池になりますけれども、ため池がありますのは道路から右側の沢川というのがあります、道路の分の水はため池には入らないでそのまま流れ出るような形になります。ですので、若干今よりも水が流出する時間というのは早くなる形になりますので、水路も少し増えるのかなということがあります。その分を沢地からの水もありますけれども、その沢地の水は今ため池って満水になっている状態だと思いますので、その満水の状態を低水管理をしながら水を一旦ためるということで流出時間を遅くしたいということと考えておまして、併せてあまり流出の量、時間的には変わらないような形にできればなということ考えております。

あと先ほどの（「切土」の声あり）ということで考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 道路の問題ね。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） すみませんでした。あと道路の工期の問題ですが、別発注にしたらいいか増工にしたらいいかというのはすぐにでもちょっと検討に入らせていただきたいと思っております、工期は3月15日となっております。こちらまで間に合わせるように今年度終わらせたいと思っておりますが、これ繰越しの予算でありますので、繰越ししてしまうと事故繰越になるということで、なるだけ事故繰越は避けたいということで現在のところは考えております。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって議案第36号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。

この次は一般会計補正予算ということになりますので、これで休憩に入りますけれども、10分、11時10分再開にしたいと思います。

午前10時56分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第10 議案第37号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第37号令和5年度松島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。米川議員。

○2番（米川修司君） 2番の米川でございます。私からは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業6事業のうち3つ目、暮らしを応援住まいのリフォーム助成事業についてお尋ねします。

こちらについては以前に第1弾として100件、そしてあと第2弾として50件の実績がありまして、新聞報道もありましたし町内においてとても好評だと認識しておりますけれども、確かに100件、50件と計150件ありましたが私の印象としては件数がもう少し多くてもよかったと思っておりましたところ、今年度新たに第3弾が加わるということで、しかも件数は第2弾の倍100件ということで、とてもありがたく思っております。

そこで、私としてはこの追加第3弾があると思っておらず、想定外のうれしかったことですし、あと町内の業者においてももしかすると追加はないと思っていたのかなと想像してしまっていて、すると事業期間が来年3月までですけれども、件数が第2弾の2倍ということで、需要があってもオーダーがあっても業者のほうで受入れ可能なのかどうか懸念するところがありまして、その辺り町として業者の受入れ体制、受入れ状況についてどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今年度も100件計画しております。時期といたしましては先日提案理由の際に述べさせていただきました。今ご質問の残りの3月までの事業期間の考え方ということでございますが、本日こちらの補正予算を認めていただきましたら直ちに商工会、さらには職工組合と協議を進め直して準備のほうを進めていきたいと思っております。現在半導体不足等ございますが、今回の補正予算、住宅関連産業でございます。半導体以外にも建物の内装、外装、外構、全ての業種において対応を入れておりますので、より町民の方は選択肢が広がるのかなと思っております。事業期間につきましても町内業者の皆さんに頑張ってもらって、町内の経済を盛り上げていただけるようお願いをしまいたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。今、課長が言われたように改装工事などペンキ塗りなど含まれるということで、これを機にそういったのに手をつけようという町民は少なからずいるかと思います。ということで、先ほど半導体の話も出ましたけれども、とにかく懸念していたのはオーダーがあっても受入れが追いつかないというところでした、そういうのはないと願いつつ、あと事業者によってはコロナ前のように広告宣伝をして新たな受注を増やしているというそういうところも身請けられますので、そういったところも含めて事業の受入れ体制、そういったところをこれからも引き続き注視していただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 菅野でございます。今、米川議員もおっしゃいましたけれども、新型コロナウイルス対応地方創生事業ということで今回6事業ということなんですが、私が議員になったときにはもうコロナが始まっておりまして、その中でいろいろな事業を調節事業ということをやっていたのですごいありがたいなというところは感じたんですけども、全部でどれくらいの事業を件数でやってきて、どういったところが特によかった、あともうちょっとこういったところが必要だったかなとかという総括的なところがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご質問は2点かなと思います。まず1点目はこれまでの事業件数というご質問かと思います。まずこの新型コロナウイルス感染症の地方創生事業につきましては令和2年度から国のほうから交付をいただき始めました。令和2年度につきましては合計件数といたしまして48件でございます。令和3年度につきましては26事業、昨年令和4年度につきましては34事業を町のほうで進めてまいりました。

これまでの大きな事業の中身といたしましては、まず令和2年度は、感染対策拡大防止施策ということに重きを置き事業展開を行ってまいりました。令和3年度につきましても同様かなというところの中で、さらに観光施策についても一つ一つ事業を盛り込んでございます。昨年令和4年度につきましては、それに新たなテーマとしまして物価高騰対策という事業が行ってございます。第一次産業、農業、漁業の方々への支援、さらには医療従事者への支援も令和4年、3年度後半から取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） コロナ感染する中で町民の安心のプラスになったのかなというところがありました。あともう1つ質問なんです、9ページの2項6目の子育て支援事業費に関してなんです、会計年度職員の応募がなかったことによる補正というわけですけれども、ここが指導職員の方の負担増になったりとかサービスの低下につながってしまうのではないかと、いうところがあるんですが、応募がなかったことに対する分析だったりとか今後の改善策なんかあればお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 子育て支援に係る応募が実際、結果的になかったんですけども、ここにつきましては今回松島めぶきの森が開園したことに伴いまして保育士さん方が高城保育所に1か所に集中して取り組むことができました。その中で子育て支援と保育所の仕事を兼ねて情報共有しながら仕事に携わっていったほうが、今後、将来的に同じ児童を見る目としては情報共有できるんじゃないかということも踏まえまして、保育士さんの方を行政のほうの子育て支援のほうに業務について当たっていただいておりますので、今後は改めて会計年度職員さんを採用するというよりは保育士さんをそこに従事していただいて子育て支援にも一緒に仕事を携わってもらうという形を取っていかうということで今実施しているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。人員不足というところも日本全国であるとは思いますがぜひサービスの低下につながらないようなところを気をつけてやっていただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 櫻井 靖でございます。私は新型コロナウイルスワクチン接種対策費についてお伺いいたします。春開始接種、秋開始接種というふうな形であるんですけれども、これはもう少しちょっと具体的にどういうふうな内容なのかお知らせください。対象者が誰でもどこで打つ形になるとか、そこら辺の費用負担等も今後関わりないのか、そこら辺もよろしくお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 令和5年度の新型コロナワクチンの接種につきましては、臨時接種という法的な位置づけが1年間延長されましたことによって、接種の方の自己負担はございません。

その中でどういった方が対象かというご質問ですが、まず令和5年の秋冬に行われます秋開始接種につきましては5歳以上の全ての方が対象となります。それに先立ちまして、コロナの重症リスクのより高い65歳以上の方、もしくは基礎疾患をお持ちの方につきましては秋接種開始に1回追加いたしまして、春開始接種ということが行われますといたしますか、今、実際に行われているんですが、5月8日以降、医療機関、または集団接種で全国自治体で行われております。

松島町につきましても、5月からは医療機関で予約をいただきまして、接種している方、それから6月6日から19日までの間に保健福祉センターで集団接種を行っております。現在までのところ、対象者の大体7割から8割くらいの方がお受けになっている印象でございます。秋にはもう一度全5歳以上の方が対象となりますが、またそういったことで体制を、今回補正を認めていただきましたらきっちり整えていきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今高齢者の方々がやっているのが春接種と言われているもので、もう一度秋にやるというふうな形というふうなことでよろしいですね。分かりました。今結構私の周りにも新たにコロナにかかったというふうな方のお話がちょっとちらほらとまた増えてきているのかなというふうな状況でございます。やはりもう少しそういうふうな状況というふうなのを町としてもお知らせというふうなのを必要ではないのかなと思っているんですが、そこら辺のことはどう考えているでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） コロナの発生がどの程度あるのかというのは毎週木曜日に公表されます定点医療機関での数字が全てでございます。こちらはどなた様もホームページからは検索できることにはなっております。町内ではどうかというような詳細につきましてはなかなか把握ができていないところではあるんですが、報道などによりますと、まだまだ発生があるということは認識しているところですが、これといって町が県や国以外に、またその発生状況について皆さんにお知らせする中身がちょっとないということにつきましては大変残念なんですけれども、町民の方とお会いしたときにはコロナのワクチンのそういった周知も含めまして、コロナの発生状況につきましてもそのときそのときの状況についてお話

ができればといいなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 塩釜地区というふうな形でのデータしか多分ないと思うんですけども、週に一遍の。またそういうふうなものもホームページに載せたりSNSに載せたり、テレビ、回覧版のほうでこういうふうな状態ですよというふうなものがあったらいいのかなと思うのでご検討していただければと思います。

それから、我々今回5類というふうな形になったわけですが、どういうふうに対応していいのかなというのがまだまだちょっと分かりかねるところがあるのかなと思っております。感覚とすれば、インフルエンザと同じような対応でいいのかなというふうな感じではあるんですけども、この間ある人から家族の人がコロナにかかったんだけども会合に出席していいんだろうか、悪いんだろうかというふうなこともちょっと相談されたこともあります。やはり対応をどういうふうにしていいのかなというのがなかなか皆さん分からないこともありますので、広報などを通じてまたそういうふうなこともしっかりとやっていただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

それから、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の中身で、お泊まりデジタルクーポン発行事業でございますが、これ3種類、1,500円、3,000円、5,000円とありますけれども、どれがどういうふうになっているのかちょっとそこら辺詳しくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。割引するデジタルクーポンの種類は件なんですけれども、現在想定では1万5,000円以上3万円未満については1万5,000円のクーポンの発行、3万円以上5万円未満の場合は3,000円のクーポンの発行、5万円以上については5,000円のクーポンの発行を想定しております。

以上です。

すみません。訂正いたします。ごめんなさい、ちょっと緊張しておりました。

1万5,000円以上3万円未満が1,500円になります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これ枚数とか何かというふうなのは、そこもお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 1,500円、3,000円、5,000円についてはそれぞれ1,000セットを予定しております。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これは多分じゃらんとかそういうふうな企業からする感じではあると思うんですが、一般の人がやっぱり申し込む場合はそういうふうなサイトからというふうな形になるんですよ。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） オンラインでの申込みになる話です。今、例えば修学旅行とか団体旅行については、例えばそのエージェントさん、旅行会社を通じての申込みが確かに多いんですけども、それ以外の個人の宿泊客については個人で申し込まれる場合は大体もう7割、8割オンラインでの申込みがほとんどだということで、お客さんのほうもそれからホテルさんのほうももうデジタル化されているというような状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） では、直接電話での申込みとかというふうなのは対象外というふうな形でなっているということによろしいですね。分かりました。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 杉原です。今のクーポン券のお話なんですけど、こちら昨年も同様のクーポン券、昨年の第2回定例会のときもこの議案があったと思うんですが、その際、1年たってクーポンの検証をどのように行ったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。令和4年8月1日から翌5年の1月10日まで使用できるオンライントラベルエージェントサイトによるデジタルクーポンの発行を町内の宿泊施設15事業者で行ってまいりました。期間内に本クーポンを利用した宿泊者数は8,510人で、全体の宿泊売上げは1億6,000万円を超える状況でございました。そして本クーポンにつきましては宿泊料金などに応じて券面額の決定されるため、旅館組合、施設はもちろん、非組合の施設への宿泊予約につながったものと考えております。

また、宿泊による観光施設や飲食業にも影響があり、地域経済の活性化にもつながったと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。確かに効果はあったんだろうと私も推測して今回も上が

ったのかなと思っております。こちらに関しては次の質問に移ります。

防犯灯のLEDに関してちょっとお聞きします。これに関しましては3月議会の特別委員会の提言を早速予算化したと思われしますので、これについては大変評価するものであります。その資料としまして、磯崎を除く67%、地区管理分として67%という数字を挙げていただいたんですが、今回上限5万円の200基ということで地区の割当て等々、どういう考えなのかそこをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、地区で管理している灯数の量に応じて案分をかけながら今想定しているのが200基ですから、それを現在の既存の灯数で案分をかけておおむねの割当てを決めようと思っています。あとは具体的に地区と相談させていただいて、もし余れば当然別な地区にということも考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。今定例会で前回というか一般質問でお話しさせていただいたんですけども、今回のゼロカーボンシティ宣言ということで、それに向けての1つの施策になるのかなと思っておりますので、これに関しては大変評価しております。何とぞよろしくをお願いします。

ちょっとこれ聞かないかなと思っていたんですけども、せっかく商工会の職員さんが来ているので商品券についてせっかく来ていただいたのに何もなかったというのもあれなので、お話何か考えたんですが、商品券自体、昨年度販売したときに10割増し商品券ということで大変好評だったと思うんですが、一部の本当にごく一部の方だと思うんですが、私は大規模店というかな、そっちしか使わないのに、その割当てが、率が少ないんじゃないかという話も一部の方から伺ったんですが、今回家計負担の軽減と地域経済の活性化ということで両輪になってくるわけなんですけど、この割合3,000円、2,000円という割合に関してどういった議論がなされたのか、そこをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今、お話にありましたとおり、地域活性化とあと住民目線での支援というようなことで今回の商品券の配布を考えたわけでございますが、やはり地域の活性化を考えると、全部通してどこでも使えるよというような話になると、今回の昨年度の統計でも実績出ているんですけども、食品を扱う大手スーパーさんとかあとコンビニとかド

ラッグストアとか、このご時世なのでガソリンスタンドとか燃油を取り扱う店がどうしても多くなってしまうということで、地域のお店にちょっとやはり目を向けなくなってしまうのではないかというような考えもありまして、今回このような割合にしております。本当は住民目線からすればどこでも使える券にすればいいんでしょうけれども、やはり議会とも以前大変議論をさせていただいたところでもございますし、私が産観の課長でいる限りはこういった割合で考えたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 太田課長がいる間はそういった考えでということで理解しておきたいと
思います。今回エネルギー、食品等の物価高騰の影響を受けているという名目があった中でその割合ってすごい難しいなと思ってはいたので、商品券配布自体は私も賛成はしていますので、そういった考えであれば、やはり住民の方にしっかりと説明していただいて、どうして3,000円、2,000円と分けたのかという、やはりそこは住民の皆さんにしっかりとした説明責任はあるのかなと思っておりますので、そこをお願いできればと思いますのでよろしく
お願いします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 次、質疑ございますか。赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。私は、主要事業説明資料補正予算関係の3番、
予算科目6款1項4目の農業水利施設の危機管理対策事業というところで、事業概要はここに載せられているとおりでありますけれども、もうちょっと深掘りさせてもらってというか、私自身はちょっと多分ここ説明されているかもしれないんですけども聞き逃していたら申し訳ないと思いますけれども、まず現況的にお尋ねしておきますが、この池の最深部、いわゆる深いところと浅いところ、平均の深さ、それから外周からの侵入防止のためのフェンス等の検討はまずもってやっておられるのか否か等を踏まえてまずお示しいただきたいと思
います。

その上で、ため池と聞くと農業用水利ということで水の関係で描かれているわけなんですけれども、田面、農地へのかんがい用水というふうなことだろうとは思いますが、春夏
秋冬、四季を通じてため池の効用というのはあるわけで、防火用水等も含めてでありますけれども、そういったことを判断に入れた場合にやはりこのネットフェンスの利用というのはこの田んぼに水を引くために水利組合の役員さんたちが来たときに転落したりして駆け上がるための措置であったり、あるいは、あまりあってはほしくないんですが、松島町も過去に

痛ましい事故、小中学生くらいであったわけですから、そういったところの判断でもって一番下流点に当たる部分に1か所のみを設置を描いておられるんですけれども、そういったところも踏まえて見たときにその辺の検討に至る材料というんですかね、検討経過も踏まえてこういったところを検討材料として今回の1件、数字的には110万ほどの数字ですけれども、描いておられるのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） まず、ため池の道路脇の構造物から水面までの高さについては約1メートルございまして、水深、水面から底までについては約1.3メートルとなっております。それから、ため池の周辺へのネットの設置なんですけれども、これについては現状では道路沿いにはガードレールということであるんですけれども、ガードレールについては車のそういった転落防止とかともあるので、実際の転落した際の防止ではないので、今後ネットについてはちょっと課題検討とさせていただきたいと思います。

それから、経緯については、毎年春から夏にかけて私ども産業観光課と教育委員会、あと夏休み近くになればそのPTAさんとでため池の危険度調査ということで行っておりまして、その話の中でPTAさんのほうからちょっと危険度が高いですねということであったものですから、今回、最初救助ネットの設置というような話で進めました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） これまでの転落防止対策というと防護ネットというかフェンス等を中心に描かれておったんですが、今回は落ちてからの早めにため池から上ると、自らの自力で上ったり、あるいは助け上げるために溺れている方に向かって飛び込んだとしても最寄りのネットまでに引き込んできて助け上げるという描きなんです。入ったりしてもらうのが一番困るわけなんですけれども、言いたいのは、写真で写っている限りにおいて、見る限りにおいてどうしても不安材料としてよぎるのは、目に見えないところにネットをかけて落ちた方がそこから駆け上がってくるスタイルなんですよね。それ以上に何かの危険防止対策というのはどっかにも看板も含めて見当たらないからですけれども、そういったところも踏まえて見たときにそういったことの検討材料が今お話出たようにPTAさんとかそういったところの話としてあつてしかるべきじゃないのかなと。早く何らかの注意喚起を促す措置がやっぱり検討材料の第一に来て、2番目に入らないような措置を講じて、入ってしまった場合に今は3番目の方策としてネットがかかっていくんではないのかなというふうな流れで読んでいった

んですけれども、そういうふうに見て取れなかった部分があったのであえて聞いたんです。

もう一度だけちょっとその辺も踏まえてお話しいただけますか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） A 3 伴の資料のほうで左下のほうにちょっと寂れた看板があるんですけれども、これはため池注意というような看板で、今日お話を受けたからではないんですけれどもこちらのほうもちょっと新しく見やすいように設置のほうを行ってまいります。

それから、確かにそういった注意喚起という話があって、今のお話だとフェンス、それからネットというような順番が本来の正当な話ではないかというようなことなんですけれども、取りあえずはという言い方はちょっとあれなんですけれども、注意喚起はちょっと行っていますよ。そして、最初にちょっと救助ネットが来てしまったんですけれども、ちょっとあとは住民の方とかのお話もうしっかりちょっと、一番使っている方の話もう伺いながらということで、ネットについても今後ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7 番（赤間幸夫君） これはちょっと要望になるかもしれません。水難救助のためにということであればせつかくここに、今課長がお話しされた注意喚起のさびてしまったような看板あるわけなんですけれども、もう 1 つ浮き輪、木製の浮き輪で構いませんけれども、浮き輪とロープのついたものがあるといいかなと。延長で 30 メートルもあれば大丈夫かななんとも思っているわけなんですけれども、そういったことの措置も念頭に置きながら検討いただけたらありがたいと思います。

以上であります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。小澤陽子議員。

○11 番（小澤陽子君） 11 番小澤です。ため池に対してネットを張ったりすることもとても重要かと思われるんですけれども、子供の教育におきまして泳げる子供が何人いるとか、そういう観点から根本的解決で、すみません。関係のない話かとは思いますが、落ちたときのプール、松中に今プールがない状況で美遊には通っているんですけれども、教育のほうでもう少し泳げる子供を増やすということにも考えていただけたらいいなと思い、挙手させていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） これは（「質問じゃないですね。すみません。」の声あり）別なことで

質問を願います。（「分かりました。すみません」の声あり）ほかに質疑ございますか。片山議員。

○12番（片山正弘君） 今回の6事業の中で住まいのリフォーム事業が出ているわけですが、これのちょっとまた詳しい、昨年の申請方法を踏まえて今回は新たな申請方法になるのかどうか、まず申請方法等についてお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 申請方法につきましては、現在考えているのは7月1日の広報まつしまで全戸に今回のこの事業について周知をしようと思っております。その後、皆様のほうで検討される方は準備に入りますが、町のほうでは7月中旬から受付を開始します。この受付につきましては8月上旬まで受付期間を設けまして、その中で100件、予定金額に達すれば、要はオーバーフローすれば抽せん会になりますが、申請期間内の申込みで予算額以内であれば申し込んだ時点でそのまま確定となります。なので、先着順ではなく申請期間内で一定期間、1日だけの申請にするといういろいろな大変なことになりますので、一定期間、半月程度期間を設けます、受付期間。その期間全て同じように受付をしていきながら100件、予定金額、予算額内であればその方々がもう対象者と。仮に申請期間内でもう100も200も来た場合は抽せんということで8月の休みの日に今抽せん会の準備のほうを進めているところでございます。抽せんをもって確定者を決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 片山議員。

○12番（片山正弘君） 抽せんということで、昨年場合は先着順ということで大変混乱したんだろうとそう思うわけでありまして。今回は抽せんということで、そうしますと7月の中旬から8月上旬という約どれぐらいですか、20日間ぐらいを見るんですか。それぐらいの期間で申込み、受付を締め切るということになると思うんですが、そうした場合、前回の反省はどういうところがあったんですか。それはやっぱり抽せんというか申請で来て漏れた方のやはりもっとこういうやり方でないほうがよかったのではないかというような、何かその辺の反省のもとに今回のこのような申請方法になったんですか。その辺をお聞きします。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず昨年度の検証という形で実施、昨年度の6月と8月に2回させていただきます。6月のときでございますが、一番最初に並んだ方は午前2時頃だ

ったということでございます。それを踏まえ、第2回については前日の午後3時頃から何かその辺にいたという情報が入ってございます。それらを踏まえて、もし今回するのであれば、前日なのか前前日なのか想像がつかない状況と。夏場の実施でございますので、今回はある程度申請に幅を持たせていつでも申し込める状態にして、最終的には抽せんまで日にちを決めて皆さん公平な抽せん方式にするということで、申請しやすさを求めたというところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 片山議員。

○12番（片山正弘君） どっちがよかったのかちょっと分かりませんが、どちらにせよ今回の場合は抽せんということですので、公平を期するということですので、徹底して申請方法等についての広報をお願いしたいと思います。

それからただ1つこの事業なんですけれども、私たち議会に示されたのは今回議会が始まって私議運で初めて聞いたわけなんですけれども、既にこの事業等については事前に一般にはもう知っているんですかね、どうなんですかね、この辺。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回のこの事業については、まず議会のほうにお認めいただいてからということですので、外部、商工会、先ほどもお話ししましたが商工会、職工組合等にはお話ししてございません。お認めいただいた後にお話をしていくと。ただ、世の中のうちわさでございますが、今年はやらないんですかという問合せが相当数あります。それについては今のところ検討はしておりますが実施についてはまだ未確定ですという回答はしているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 片山議員。

○12番（片山正弘君） 議会よりそちらの一般の方のほうが先に知っているということは決していることじゃないので、その辺は十分に注意してやっていただきたいなとそのように思っています。どうしてこれを聞くかという、例えば商工会の総会をやったときはもう既にこういうのがあるよということは皆さん知っていた方がたくさんいたわけですね。ですから事前にもう私たちに示される前にこういう事業を開始するということはもう既に出ていたのかなど。ここまで来るまでには事前に協議されていることですから、守れないというのはいかなるものかと思うんですけども、その辺については十分に注意をして今後こういう事業を進

めていただきたいとそのようにこれは要望にさせていただきたいと思います。

それから、6事業の中での5番目と6番目ですけれども、この事務費の内訳ですよ。ちょっとこの辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。まず5番の商品券の配布事業なんですけれども、事務費のほうで500万円ということで、これについては商品券の印刷製本費であったりあと商品券、これ簡易書留で郵送しますのでその送料であったり、あと参加事業者のほうにお金のほう、商品券で使われたものの換金ということで行いますので、その役務費というような内容になっております。

また、6番の松島お泊まりデジタルクーポンについてなんですけれども、これはオンラインサイトのエージェントさんのほうが本事業のために作成されるクーポンの発行用のページとか、そのほかのデータ作成に係る費用での事務費の50万というふうになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 片山議員。

○12番（片山正弘君） そうするとこの事務を担当するのは商工会になるわけですよ。商工会に対してのこの事務手数料というのはどうなっているんでしょうかね。やっぱり商工会だって事務職員を使ってここでやっていくわけですから、この辺についての内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 松島家計応援商品券配布事業については商工会のほうに補助を支出で行う内容になっておりまして、事務取扱手数料については2%を考えておりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 片山議員。

○12番（片山正弘君） 2%で商工会の職員の人で十分だったんでしょうか。その辺の協議の内容はどうだったんでしょうかね。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。昨年度、我々がお得やったとき、このときは1%だったんです。そしてやはり今お話がありましたとおりもうちょい上げてもらえないかというようなお話もありまして、全体の総事業の割合で大体その事業費というのは15%から20%というのが相場になっております。もちろんその印刷代とか郵便代とかその他需用費

とかもろもろ含めてになりますので、それに合わせると、表現は適切じゃありませんけれどもぎりぎり2%ということのうちらのほうで判断させていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 片山議員。

○12番（片山正弘君） お互いにその辺は納得して2%ということで商工会のほうも落ち着いたんだらうと思うんですが、この辺も今後の課題としてやっぱり十分考えていただきたいなとそのように思います。

以上で終わります。

○議長（色川晴夫君） 引き続き、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 賛成全員です。起立全員です。よって、議案第37号令和5年度松島町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第38号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。私のほうから1点です。職員の会計年度任用職員以外の職員の部分で、補正後と補正前で1名減しております。先ほど一般会計のほうでもちょっと聞こうかなとは思いましたが、あえてこの介護のほうで、ごめんなさい。最初に言い間違いしていました。一般職の総括費用で1名減にしていますね。（ア）のほうに行く前にですね。その点についての1名減に至った背景というか理由と専門性の強い介護職の部分

なのであえて聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これはもう当初予算編成後、年度末近くになって退職の申出があったために1名減ということになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） そのことによって業務上に支障というか、職員配置等において支障を来したりということは起きていないんですか。その点は大丈夫ですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 健康長寿課によります専門職で複数で対応していた職種だったものですから、残っております職種で十分対応はしております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 職種といえど、いろいろな有資格的に云々というのもあって対応しておられる部署ですからですけども、今後1年間、スタートして3か月程度ですからですけども、そういったことでも大丈夫だという主管課長の判断でそういう答弁になっていますか。そこだけちょっと聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 健康長寿課の内部で健康づくり班も含めまして全体の中で調整もさせていただいているところですので、令和5年度になって4年度から1名減にはなっているところではありますが、みんなでチームワークで乗り切っております。（「以上です」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第38号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第39号 令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第39号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第39号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第40号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第40号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第40号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（色川晴夫君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員会の委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。件名一覧はお手元に配付しております。審査及び調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（千葉浩司君） 朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。令和5年第2回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

広報広聴常任委員会。議会広報紙の編集、発行及び配布。議会における情報通信技術の活用。議会報告会及び一般会議の開催に必要な企画及び調整。広報及び広聴の活動により明らかになった政策課題の整理。令和5年9月定例会。

続きまして、議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。令和5年9月定例会。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 事務局長の報告終わりました。

お諮りいたします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに決定をいたしました。

ここで、櫻井町長より発言の申出がございますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議長からお許しをいただきましたので、よろしく願い申し上げます。

議員の皆様には6月8日から12日までの会期におきまして、令和5年度一般会計補正予算等の議案をご審議いただき、ご承認を賜りまして感謝を申し上げます。

また、私ごとではございますが、今議会定例会が任期中最後の定例会であったわけですが、これまで議員各位のご尽力や町民等の皆様のご協力により各施策の推進を図ることができました。改めて心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会冒頭に、本町として2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す松島

町ゼロカーボンシティ宣言を行ったわけではありますが、ここで改めて宣言全文の内容についてご報告をさせていただきます。

松島町ゼロカーボンシティ宣言。近年、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響によって、豪雨災害や猛暑、大規模火災などが多発し、気候変動の問題は私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。

こうした気候変動の問題に国際的に対応するため、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2度C未満とし、1.5度Cに抑える努力をする」という目標が掲げられ、この目標の達成に向けて、我が国も2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことを宣言いたしました。

地球温暖化対策は今を生きる私たちの社会的責務であり、これまで以上に環境問題への強い危機意識を持ち、町民や事業者、行政が一丸となって住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、森林や海洋の保護活動などに取り組む必要があります。

本町は、松島湾に代表される海、里山の緑などの自然環境や自然と歴史が調和した美しい景観、歴史的、学術的価値の高い文化遺産など、人々を魅了する地域資源に恵まれた町であります。こうした豊かな環境を次世代に引き継ぎ、町の将来像である「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」に向けて、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言します。令和5年6月8日、松島町長櫻井公一。

以上が宣言内容であります。本町といたしましても気候変動という地球規模の課題解決に向けて取り組む姿勢を表明したものであります。この取組は、全主体者が日常生活の中でできることから始め、継続していくことが大変重要であると考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 大変ご苦労さまでした。松島町のゼロカーボンシティ宣言、このとおり行きたいものでございます。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

令和5年第2回松島町議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後0時05分 閉 会